

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2017  
 VOL.592

# 11



秋の尾瀬ヶ原

写真提供者：水戸市 加倉井 克己 氏

## ●2017 11月号 CONTENTS●

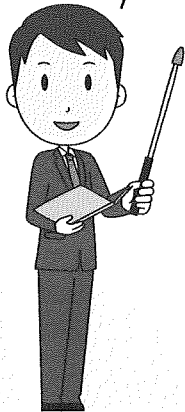
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です……………2	家内労働(内職)の委託者の皆様へ……………11
茨城労働局長より「働き方改革」の取組に関する要請……4	労働契約法等解説セミナーを開催します……………12
業務改善助成金の活用事例について……………5	茨城地区出張特別試験が実施される……………13
働き方改革ワークショップ 参加者募集中!……………5	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………13
ご存知ですか?「無期転換ルール」……………6	講習会のご案内……………14
老後の財産作りのために「財形年金貯蓄」を始めませんか?…7	平成29年度茨城県産業安全衛生大会盛大に開催される…15
木造家屋建築工事現場の県下一斉安全パトロール実施結果…8	県内の労働災害発生状況速報……………15
労働者派遣事業の許可申請をお急ぎください!……………9	平成29年死亡災害発生状況……………15
身体障害者補助犬民間事業所の受け入れ義務化要件が拡大!…10	茨城県最低賃金が改定されました……………16
ユースエール認定企業……………11	

# STOP 11月は「過重労働解消」

過重労働

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

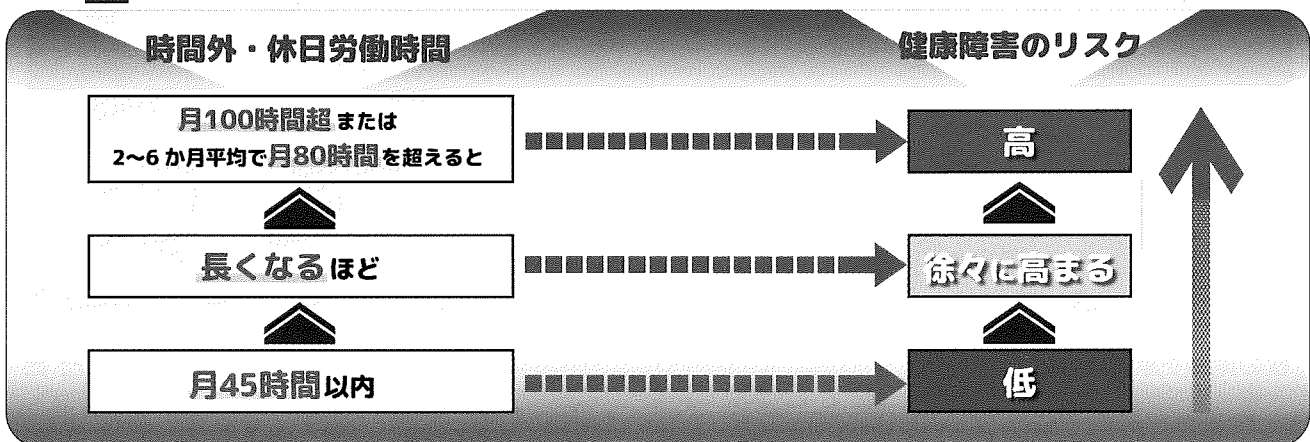


## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

厚生労働省キャンペーン専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



## 過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

シンポジウムの参加費は無料で、どなたでもご参加いただけます。当日参加も可能です(定員未満時)

日 時：平成29年11月5日(日) 13:30~15:30(受付13:00~)

会 場：つくば国際会議場 中会議場406 (つくば市竹園2-20-3)

基調講演：「働き過ぎの労働者の疲れ、眠り、つらさをどのように考えるか」

詳細・申込は委託先専用WEBサイトまで → <https://www.p-unique.co.jp/karoushisympo/>



# キャンペーン」期間です。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握※<sup>1</sup>し、次の措置を講じましょう。

## 過重労働による健康障害を防止するために※<sup>2</sup>

### ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 36 協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準※<sup>3</sup>に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付き協定※<sup>4</sup>により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月 45 時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

### ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

### ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

## 賃金不払残業を解消するために※<sup>5</sup>

### ①職場風土を改革しましょう。

### ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

### ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※<sup>1</sup> 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※<sup>2</sup> 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※<sup>3</sup> 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※<sup>4</sup> 「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※<sup>5</sup> 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

# 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※ 「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳・心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡、③これらの疾患のことです。





## 茨城労働局では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います

- 1 労使の主体的な取組を促します。**  
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**  
茨城労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**  
長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

詳しくは、茨城労働局の「過重労働解消キャンペーン」専用WEBページまで。

[http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kijunbu/kantoku\\_in/kajyuu\\_roudou.html](http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku_in/kajyuu_roudou.html)

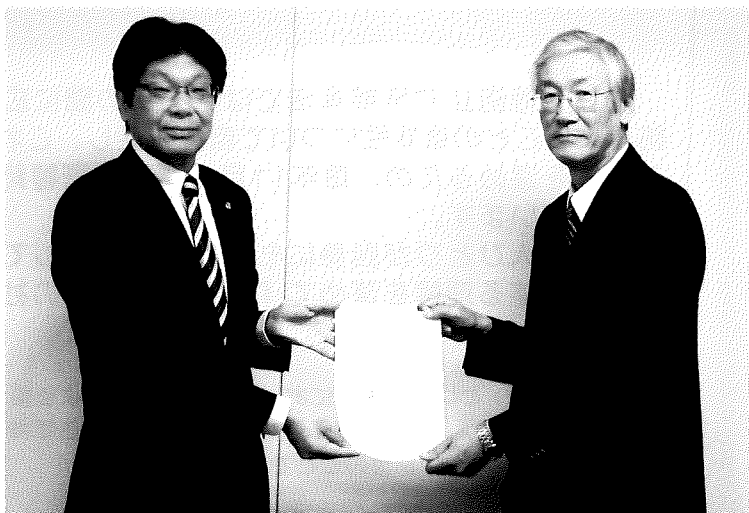
上記のアドレス、もしくは、茨城労働局トップページ  
(<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)の  
右側バナー(11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。)からアクセスしてください。

問合せ先：茨城労働局労働基準部監督課 TEL 029-224-6214

## 茨城労働局長より「働き方改革」の取組に関する要請

10月13日、本会の橋本専務は、茨城労働局の西井裕樹局長から、『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』の手交を受けました。

西井局長からは、「過重労働解消キャンペーン」等について、会員への周知啓発の協力を要請されました。



橋本専務(右)は、西井局長(左)から要請書の手交を受けた

# 業務改善助成金の活用事例について

業務改善助成金とは、最低賃金引上げ支援のための助成金で、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

<支給要件> ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6か月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。

② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても助成対象となります。

<支給額> 引上げ額に応じて(40円～120円以上)一定額を助成(上限額は200万円)。

## ●活用事例：システムの更新によって作業の効率化がなされた例【石材(墓石等)小売業】

- ・従前のシステムでは、作成した図面と現況写真との合成が出来ず、完成図のイメージを顧客と共有するには現地での打合せが必須であった。また、操作が複雑であることから1名のスタッフが専任で作業を行っており、作業の効率化が課題とされていた。
- ・そこで助成金を活用し、図面と写真との合成が可能な仕様へシステムを更新した結果、現地へ足を運ぶことなく完成図のイメージを共有することが可能となり、現地での打合せに要した作業時間を大幅に短縮することが出来た。また、シンプルな操作方法であるため複数のスタッフが作業に従事することが可能となり、作業の共有・効率化による労働生産性の向上により労働者の時間給を60円引き上げた。更に、よりデザイン性の高い商品の提案や、これまで課題とされていたアフターフォロー等に時間を割くことも可能となり、顧客満足度の引上げに寄与している。

助成金の活用事例は「～最低賃金の引上げに向けて～生産性向上の事例集」で紹介しております。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/)  
詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)へお問い合わせください。

## 働き方改革ワークショップ 参加者募集中!

参加  
無料!

テーマ:「長時間労働削減」「年次有給休暇の取得促進」「非正規職員の処遇」

最近、「働き方改革」が、マスコミに取り上げられない日はないほど、注目を浴びていますが、実際、どの企業がどのような取組を進めているのか、自社又は業界として、労働時間や休暇取得の実態が、全国平均値と比較して問題がある水準なのか、関心ありつつも、どうやって情報収集すればいいのか、お悩みもあるかと思えます。

茨城労働局では、日ごろの疑問を解消し、他社・他業界の人事労務担当者の方と交流しあえる場として、『ワークショップ』を毎年開催しております。本ワークショップは、「働き方改革」に関連する、関心のあるテーマごとにグループに分かれ、専門家(※)のアドバイスを得ながら問題解決方法を議論する全員参加型の研修会です。

課題の見つけ方や解決方法を、個別にアドバイスいたしますので、是非ご参加下さい。

※当局では「働き方・休み方改善コンサルタント」として専門知識と豊富な経験を有する社会保険労務士を任用しています。

**日時・内容** 平成29年12月19日(火) 10:00～16:00

**会場** 茨城労働総合庁舎2階会議室(水戸市宮町1-8-3)

**対象・定員** 人事や労務ご担当者/15名(先着順)(お勤め先の規模や業種、職務上の地位等は問いません。)

**申込み方法** 下記までお申込みいただくか、茨城労働局ホームページに申込用紙を掲載しておりますので、ダウンロードの上、FAXにてお申込みください。

茨城労働局 ワークショップ 12月 検索

※本ワークショップは、平成30年2月20日にも開催を予定しています。こちらも、御検討ください。

◆問合せ先◆ 茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL 029-277-8295

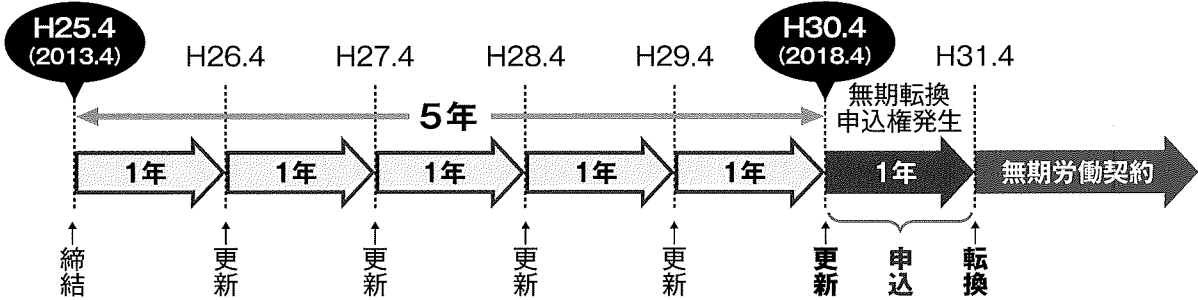
# 平成30年4月まであとわずか! ご存知ですか? 「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよカウントダウン!

## 無期転換ルールとは?

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。(労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)

【例:平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(労働協約、就業規則、個々の労働契約)がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」**が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 企業の皆さまへ(特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください)

- ▶無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか?
- ▶無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、**一定の時間を要します。**
- ▶まだ準備が進んでいない場合は**早急に取りかかりましょう。**

## 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、**無期転換申込権の発生**が見込まれます。
- ▶期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことに繋がります。
- ▶まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。



無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

## ◆ 有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内 ◆

無期転換ルールの概要や導入のポイント、先進的な企業の事例、国の支援策のほか、モデル就業規則などを掲載しています。(http://muki.mhlw.go.jp/)

勤労者の  
皆さまへ

# 老後の財産作りのために 「財形年金貯蓄」を始めませんか？

## ご存じですか？

- **60歳以上の無職世帯では、消費支出に対し実収入が不足しているという調査報告があります(※1)。**老後の財産作りを早めに準備することは、ゆとりある老後生活のためにも大切です。

(※1) 平成28年総務省家計調査報告によれば、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)では、消費支出に対し、実収入が1ヶ月間で54,711円不足しています。

## 「財形年金貯蓄」とは？

- 「財形年金貯蓄」は、勤労者が会社の協力を得て、給与から一定額を天引きして行う、**老後の財産作り**を目的とした積立貯蓄です。
- 毎月コツコツと給与天引きにより計画的に貯蓄をすることで、**60歳以後、年金としての定期的な受取り**ができるため、老後の財産作りに最適です。
- なお「財形年金貯蓄」の申込みには、**55歳未満の勤労者**であることや、**積立期間が5年以上**であること等の条件があります。

## 財形年金貯蓄のメリット

- ① 利子等が**非課税**となる税制上の優遇措置があります!(※2)
- ② **給与天引き**で知らず知らずのうちに確実に財産作りができます!
- ③ お申込みや払戻しも**職場で手続き**ができるのでとても簡単です!

(※2) 「財形年金貯蓄」は、預貯金等の商品の場合、元利合計550万円まで利子等が非課税となります。  
(保険等の商品では385万円まで)

制度のご相談・お問い合わせは、お勤め先の  
給与・福利厚生を担当者までお願いします。

※制度のご利用は、お勤め先が財形貯蓄制度を導入する必要があります。



# 木造家屋等低層住宅建築工事現場の107現場を 県下一斉安全パトロール実施結果 実施

木造家屋等低層住宅建築工事現場(以下「木造家屋建築工事現場」という。)における労働災害を防止するため、7月19日(水)県下一斉に安全パトロールを実施しました。木造家屋建築工事現場に対する安全パトロールは、建設業労働災害防止協会茨城県支部、各分会及び茨城労働局並びに各労働基準監督署(8署)合同で、107箇所の建築工事現場に対して行ったものです。

木造家屋建築工事現場の県内における休業4日以上死傷災害は、平成29年8月末現在26件で、前年同月より4件増加しています。

木造家屋建築工事現場の県下一斉安全パトロール実施結果は、以下のとおりです。

茨城労働局では、今回の安全パトロール結果を踏まえ、足場等に係る法令遵守の徹底と建設現場における安全管理の強化を図ることとしています。

## 木造家屋建築工事現場の 県下一斉安全パトロール実施結果

		H28	H29	
足場	丸太			
	単管	98	91	
	枠組	9	8	
	本足場	78	73	
	一側	抱		
		ブラケット	16	16
		布板		
	足場先行工法	有	22	13
		無	17	4
	種類	注文	92	76
建売		11	19	
団地				
その他		3	5	
工法	プレハブ	6	2	
	2×4工法	14	7	
	在来工法	71	77	
工程	基礎	2		
	建方	27	9	
	屋根	11	11	
	内外装	76	84	
	設備	5	6	
	その他	7	2	
現場数		116	107	

## 指導事項

	労働安全衛生規則	H28		H29	
		元請	下請	元請	下請
墜落防止等	高さ2m以上の作業に作業床を設けていない	1	1		
	覆いなど墜落防止措置がない	13	13	11	8
	防網を張るか、安全帯を着用させていない	4	3		1
	安全帯を安全に取付ける設備がない	1	2		
	スレート等の屋根上の作業に幅30cm以上の歩み板がない				
	高さ1.5m以上の箇所に安全な昇降設備がない	4	2	3	3
	移動はしごが丈夫な構造で転位防止措置がない	5	6	6	5
	脚立が安全基準に適合していない	1		1	1
	保護帽の着用がない	11	19	5	4
	作業床の最大荷重を定め労働者に周知していない	20	14	6	1
足場	足場材料に損傷、変形、腐食したものを使用している	1	1		
	足場板の幅が40cm以上ない	2	1	7	4
	作業床のすきまが3cm以下でない	1	2	5	4
	床材と建地の間隔が12cm未満でない	4	5	8	7
	すじかい及び手すり等を設けていない	10	9	7	1
	枠組み足場以外で手すり等を設けていない	23	29	14	6
	作業床を固定していない	4	2	5	2
	物体の落下防止措置を講じていない	14	14	16	9
	墜落防止設備を直ちに現状復帰してない		3	1	
	足場の組立て等の作業に法定措置が講じていない				
通路架設	高さ85cm以上の手すり及び中さん等を設けていない	13	14	6	2
丸太足場	建地の間隔が2.5m以下でない				
	脚部に滑動、沈下防止等が設けていない				
	補強の筋かいを設けていない				
鋼管足場	壁つなぎや控えを設けていない	1	1		
	建地の間隔が基準を満たしていない				
	脚部に滑動、沈下防止等が設けていない	1	1	4	3
	壁つなぎ又は控えがない			5	2
作業主任者	第1の布が2m以下の位置にない、水平材を設けていない		4		
	木建の組立て等作業主任者の選任がない		3		1
	木建の組立て等作業主任者の職務の遂行がない				1
	足場の組立て等作業主任者の選任がない		2		
機械工	足場の組立て等作業主任者の職務の遂行がない				
	丸のこ盤の歯の接触予防措置がない	1	8	2	3
電気関係	手押しかな盤の刃の接触予防措置がない				
	電気器具、コードの充電部が露出して感電の恐れがある				
	溶接棒ホルダーの絶縁部破損				
制限業	電動機械器具の漏電による感電防止措置がない				
	配線等の絶縁被覆がない	1		1	1
点検	車両系建設機械の運転業務に有資格者が就業していない				
	玉掛け作業に有資格者が就業していない				
	手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検を実施していない			1	
法30条	変更等の後に点検の実施と記録の保存がない				
	又は点検結果の修理等がされていない				
	労災保険に加入していない	1			
	労災保険成立票の掲示なし				
	作業主任者の表示なし	5		2	
	ヘルメット着用しているがあごひもをかけていない				1
	天井板の取付工事を脚立を使用していた		1		
4S不良		2			



届出により(旧)特定労働者派遣事業を行っている事業主の皆様へ

# 労働者派遣事業の 許可申請をお急ぎください!

平成30年9月29日までは、労働者派遣事業の許可を得ることなく常時雇用される労働者に限定して運営可能ですが、平成30年9月30日以降も継続して労働者派遣事業を営むには許可を得る必要があります。

## 【旧特定労働者派遣事業の届出時とは違う点】(主なもの)

- ① 直近の決算期における貸借対照表等により、資産要件として、
  - ・ 基準資産額が1事業所あたり、2,000万円以上あること。  
※基準資産額とは、貸借対照表の資産総額(繰延資産及び営業権除く)から負債総額を引いたもの。
  - ・ 事業資金が1事業所あたり、自己名義の現金・預金が1,500万円以上あること。
  - ・ 基準資産額が負債総額の7分の1以上あること。  
※小規模派遣元事業者に対しては、暫定的な配慮措置(下記参照)があります。
- ② 法人の目的に「労働者派遣事業を行うこと」が登記されていること。
- ③ 3年以上の雇用管理経験を有するなどの要件を満たした派遣元責任者を任命すること。  
※申請時点からさかのぼって3年以内の派遣元責任者講習の受講が必要。
- ④ 労働者派遣事業に使用可能な事務所の面積が20㎡以上あること。
- ⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度(計画的な教育訓練、キャリアコンサルティング)を有すること。
- ⑥ 許可には有効期間があり、新規許可後は3年間、それ以降は5年毎の更新です。
- ⑦ 新規許可及び許可更新時には、収入印紙等の費用が必要となります。  
※(新規許可申請時)  
収入印紙12万円(複数の事業所を同時申請される場合、1事業所当たり5万5千円追加)  
登録免許税9万円
- ⑧ 許可申請書の受理から許可証交付まで最短でも2~3ヶ月かかります。  
などがあります。

現時点、もしくは、次の会計年度における決算で、資産要件などが満たされる事業主の皆様には、可能な限り早期に余裕をもって「許可制」への切り替えをお願い申し上げます。

なお、1つの事業所のみを有し常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の場合などは、資産要件について配慮措置等があります。

詳しくは、「労働者派遣事業関係業務取扱要領 第31事業主の行う許可手続きについて」をご覧ください。

([http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou\\_h24/dl/all.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_h24/dl/all.pdf))

【お問い合わせ先】 茨城労働局職業安定部需給調整事業室  
TEL 029-224-6239

# 身体障害者 補助犬

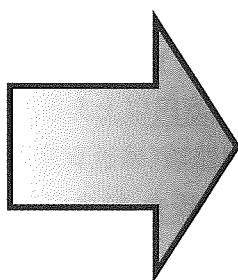
# 民間事業所の受け入れ 義務化要件が拡大!



身体障害者補助犬法では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく法定雇用率によって算出した、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、平成30年4月1日から、受け入れ義務化の要件である「一定規模以上」の基準が下記のように改正されます。

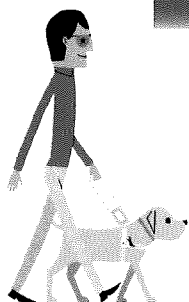
一定規模(50人※)  
以上の常用雇用労働者  
がいる事業所



一定規模(43.5人※)  
以上の常用雇用労働者  
がいる事業所  
(平成30年4月1日から  
当分の間は45.5人以上)

※ 民間事業所の法定雇用率を、2.0%から2.3%に改定。ただし、平成30年4月1日から当分の間は2.2%。

## 身体障害者補助犬とは



### 盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。



### 聴導犬

音が聞きこえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。“聴導犬”と書かれた表示をつけています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。“介助犬”と書かれた表示をつけています。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。



# 社会福祉法人 やまびこを「ユースエール認定企業」として認定!! ～老人福祉・介護事業では茨城県内で初めて～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、平成29年9月11日付で、社会福祉法人 やまびこ(石岡市、理事長 鈴木 守 氏)を認定し、認定通知書を交付しました。茨城県では、本制度による認定は3番目となります。

茨城労働局では、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を広く周知していくとともに、認定企業の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。

## 【ユースエール認定企業】

社会福祉法人 やまびこ(石岡市) 業種:老人福祉・介護事業

※愛称「ユースエール」の解説  
若者(youth)を応援する(yellを送る)事業主というイメージを表現しています。



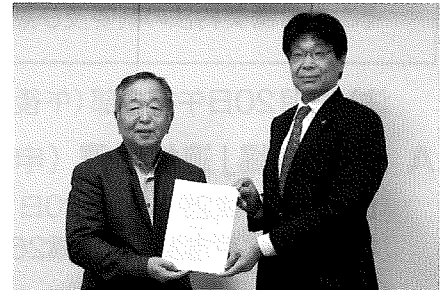
## ユースエール認定企業のメリット

対象:常時雇用する労働者が300人以下の事業主

ユースエール認定企業  
4つの支援内容

- ①ハローワークなどで重点的PRを実施  
「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載(下記参照)
- ②ユースエールの認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置 等

※その他、認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



社会福祉法人 やまびこ 理事長 鈴木 守 氏  
茨城労働局長 西井 裕樹

# 家内労働(内職)の委託者の皆様へ

厚生労働省が実施した家内労働(内職)に関する調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいない現状が見受けられています。

このため、厚生労働省では、調査結果などを基に、作業ごとに対策や注意点をとりまとめた「災害防止対策ガイドブック(委託者用・家内労働者用)」、「好事例から学ぶ家内労働に関する安全衛生のポイント」を作成しています。茨城労働局でも配布していますので、安全衛生の向上にお役立てください(厚生労働省ホームページからもダウンロードできます)。

また、家内労働法の内容をまとめたパンフレット「家内労働のしおり」や伝票式の「家内労働手帳」もありますのでご利用ください。

## 災害事例と対策



換気扇のある部屋でシンナーを用いて部品を洗浄した後、気分が悪くなり歩行困難になった。  
【対策】局所排気装置の取付け 防毒マスクの使用(国家検定合格品)



有機溶剤を使用した作業について、長時間してから、身体がだるくなり、顔面や手足等に紅斑が出た。  
【対策】局所排気装置の取付け 防毒マスクの使用(国家検定合格品)



皮革製品の接着作業中、有機溶剤が手に付着し、手が腫れ、発熱した。  
【対策】不透過性手袋の使用



長時間、換気装置のない状態で業務を行っていた。特殊健康診断で肝機能の異常を指摘された。  
【対策】局所排気装置の取付け 防毒マスクの使用(国家検定合格品)



掃除用のしきり板を掃除機で清掃作業中、有機溶剤中毒になった。  
【対策】全身排気装置の使用(国家検定合格品)



## 災害を防止するために

定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

Check ▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

家内労働者が健康診断を受診しようとする時は、必要な援助に努めましょう!

防毒マスクは国家検定に合格したものを使用するよう指導しましょう!

茨城労働局貸金室 TEL 029-224-6216

▲「災害防止対策ガイドブック」

**無料** 労働契約法等解説セミナーを開催します。  
 ~「無期転換ルール」!! 準備はお済ですか?~ 厚生労働省委託事業

**ご存知ですか?「無期転換ルール」**

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法により平成25年4月1日以降に採用された「有期労働契約」の労働者が、繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールのことです。

これにより、例えば一年契約のパートさんや契約社員で5年を超える更新をしている場合は、平成30年4月1日から「無期労働契約」への転換の申込ができます。

そのときの手続きはどうすれば良いのか? 転換後の労働条件はどうなるのか? など数多くの疑問が寄せられています。また、実施に向けて就業規則の整備などの準備も必要となります。

そこで、労働契約法の概要及び無期転換ルールの解説を中心とした「労働契約法等解説セミナー」を開催します。

注) 11月20日午後の部(午後1時30分~午後4時30分)は定員を超えたために締め切りました。

**A 「水戸会場」追加開催 (申込期限 平成29年11月13日)**

日 時 平成29年11月20日(月) 午前9時00分~正午

場 所 水戸市渋井町堺橋263-1 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター

**B 「土浦会場」 (申込期限 平成30年1月10日)**

日 時 平成30年1月17日(水) 午後1時30分~午後4時30分

場 所 土浦市木田余東台4-1-1 ワークヒル土浦

定 員 A・Bいずれの会場も60名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受 講 料 無 料

申込・お問合せ先 一般社団法人茨城労働基準協会連合会 (TEL 029-225-8881)

申 込 方 法 以下の申込書に御記入の上、FAXにてお申込み下さい。

----- (切り取らずに、FAXで送付してください。) -----

**労働契約法等解説セミナー受講申込書 (FAX番号 029-227-4507)**

事業場名			
所在地	〒		TEL
			FAX
受講会場 (ご希望の会場に ○印をして下さい)	A	水戸会場 午前の部 (平成29年11月20日開催)	B 土浦会場 (平成30年1月17日開催)
受講者のお名前			
担当者のお名前 (職名・ご連絡先)	( 課 )		

※ご記入いただきました、個人情報については当連合会が責任を持って管理し、当連合会が行う情報提供の送付等のみに使用させていただきます。



## 茨城地区出張特別試験が実施される

去る9月3日(日)、水戸市の茨城大学において衛生管理者等の出張試験が行われ、先日その結果が発表されました。試験結果の概要は下記のとおりです。

この出張試験は、公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施し、当茨城労働基準協会連合会が事務局となっており、行っているものです。

なお、来年も9月に実施を予定しておりますが、日程・場所が決まりましたら、会報及び当連合会のホームページでお知らせします。

### 〈実施結果〉

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
第一種衛生管理者	837	378	45.2%
第二種衛生管理者	225	132	58.7%
ガス溶接作業主任者	65	44	67.7%
二級ボイラー技士	226	136	60.2%
ボイラー整備士	51	40	78.4%
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	87	22	25.3%
移動式クレーン	5	1	20.0%
一級ボイラー技士	85	44	51.8%
エックス線作業主任者	88	44	50.0%
潜水士	54	44	81.5%
合計	1,723	885	51.4%

## 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

### ◇産業保健セミナー「じん肺健康診断について～診断書の書き方を中心に～」のご案内◇

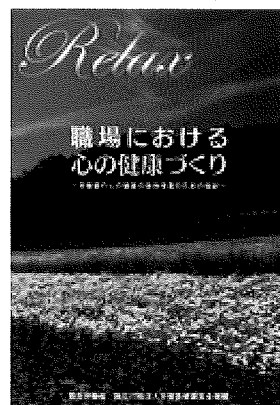
独立行政法人労働者健康安全機構では、平成26年度から労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について研究を行っています。平成29年度は、この研究成果の普及の年度と位置づけられており、茨城産業保健総合支援センターでは、次の産業保健セミナーを開催します。

#### 〔産業保健セミナー〕

- 日時 平成29年12月1日(金) 14時00分～16時00分
- 場所 水戸FFセンタービル(水戸市南町3丁目4番10号) 11階会議室
- テーマ 「じん肺健康診断について～診断書の書き方を中心に～」
- 内容 じん肺健康診断の概説・じん肺症に伴う合併症・診断書の書き方を説明し、じん肺症にかかる適切な診断技術の向上を図ることを目的とします
- 対象 産業医、看護職、衛生管理者、健康管理担当者、事業主
- 講師 大塚義紀先生 北海道中央労災病院 副院長  
藤本伸一先生 岡山労災病院 腫瘍内科部長  
横山多佳子先生 旭労災病院 健康診断部長
- 申込方法 茨城産業保健総合支援センターのホームページ  
(<https://www.ibarakis.johas.go.jp/>)からお申込みください。

### ◇「心の健康づくり計画助成金」のご案内◇

メンタルヘルス対策促進員による助言・支援(事業場訪問3回まで)に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に一律10万円を支給します。茨城県内に登記上の本店又は本社機能を有する事業場が所在する法人が対象です。



(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F

TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335

mail: [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)

# 講習会のご案内(11月中旬~12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
11/13~14・15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/5~6・7・8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/11~12・13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
11/21~22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/18~19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
11/28~30	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
<b>玉掛け</b>		
11/16~17・19	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/16~17・18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/17~18・19	平成館 (古河市)	古河協会
11/30~12/1・3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
12/7~8・9	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/8~9・10	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
12/4~6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
11/15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/18	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/23	平成館 (古河市)	古河協会
12/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
12/5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
11/16~17・18・19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
11/27~28・29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
11/21~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/5~6	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者</b>		
11/28~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>プレス・シャーの金型等取付け等の業務</b>		
11/24~25	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会

<b>アーク溶接等の業務</b>		
11/30~12/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
12/1~2	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
11/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
11/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/27・28・29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/6~7	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
12/8~9	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
<b>特定粉じん作業</b>		
11/30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/5	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
11/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
11/21~22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/12~13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
11/7~8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/11	平成館 (古河市)	古河協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
12/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
11/27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>KYTトレーナー研修会</b>		
12/7~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>衛生推進者講習</b>		
12/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>KYTリーダー研修会</b>		
12/4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

## 平成29年度 茨城県産業安全衛生大会が 開催されました。

第68回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、平成29年度茨城県産業安全衛生大会が去る10月12日(木)、茨城県県民文化センター大ホールにおいて県内6つの労働災害防止団体が主催し、茨城県、茨城労働局、(一社)茨城県経営者協会、日本労働組合総連合会茨城県連合会の後援を頂き開催されました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約600人、一般参加者が約100人、計約700人の方々の参加を頂きました。

開会に先立ち、労働災害による殉職者の方々に哀悼の意を表して参加者全員による黙とうが行われ、その後、産業安全に貢献された事業場・個人に対し、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われました。

第一部においてはその後、主催者団体代表からの挨拶と茨城労働局長はじめご来賓の皆様方からのご祝辞を賜りました。

第二部では、最初に茨城労働局健康安全課長小室順様より「事業場における治療と職業生活の両立支援」と題してがん患者等に対する職業生活の両立支援の大切さのお話がありました。その後、本大会の特別講演として公益財団法人日本サッカー協会のキャプテン川淵三郎様を招いて、「夢があるから強くなる」と題して講演が行われました。

最後に、労働者の安全と健康を確保し、より良い快適な職場環境を形成することを誓う大会宣言案が読み上げられ、採択されて大会が終了しました。

## 県内の労働災害発生状況速報 (平成29年9月末現在)

業種別	平成29年	前年同期	
計	( 14) 1,929	( 21) 1,910	
製造業	( 1) 551	( 3) 516	
鉱業	( 1) 4	( 0) 4	
建設業	( 7) 270	( 10) 253	
内訳	土木	( 4) 70	( 6) 60
	建築	( 3) 118	( 4) 114
	その他	( 0) 82	( 0) 79
運輸交通業	( 1) 269	( 2) 248	
貨物取扱業	( 1) 23	( 0) 21	
農林業	( 1) 36	( 0) 29	
畜産水産業	( 2) 79	( 1) 86	
商業	( 0) 235	( 0) 281	
その他	( 0) 462	( 5) 472	

(注) ( )内は、死亡者で内数



### 平成29年死亡災害発生状況

追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
3月 2~3時	貨物自動車 運転者 50歳代 2年	一般 貨物自動車 運送業	その他	大型貨物自動車の運転手として、13時30分頃運行開始し、翌日午前11時頃にコンビニエンスストア駐車場で亡くなっているのが発見された。死亡推定時刻は発見日の午前3時頃。  長期間の過重業務による急性心筋梗塞であると、同年9月に業務上として労災認定。
			起因物なし	





最低賃金、確認した？

茨城県 最低賃金 が改定されました。

平成29年  
10月1日から

〈時間額〉

796円

25円  
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
茨城労働局ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省  
1923.8